

# 平成30年度私立幼稚園就園奨励費・就園費・第2子以降幼児保育料等補助金のお知らせ

—お問い合わせ先— 高松市役所 こども園運営課 TEL 839-2358

高松市では、幼稚園教育の振興と少子化対策の一環として、保育料等の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図っています。

(平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園については、保育料が市町村民税の課税状況や世帯状況に応じて決定されるため、本補助制度の対象となりません。)

- 1 補助を受けることができる方  
高松市に住所を有し、私立幼稚園に通園する満3歳から就学の始期に達するまでの幼児(以下、「園児」という。)の保護者
- 2 申請方法  
幼稚園を通じて配布される申請書類に必要事項を記入し、通園先の幼稚園へ提出してください。
- 3 審査方法  
世帯状況について、地方税法の規定に基づく課税台帳、住民票、他市町村への照会等の確認を行います。  
**(就園費補助金については、課税状況の確認を行いません。)**
- 4 補助金の種類と補助限度額 (補助限度額が、実際に支払った保育料・入園料の合計額を超える場合は、当該支払った額を限度とします。)

階層	就園奨励費補助金(年額)			第2子以降幼児保育料等補助金(年額)		
	※1	右欄以外の世帯	※2 ひとり親等世帯	<<補助対象者>> ・同時に2人以上の児童を幼稚園等(※3)に通園させている世帯における、在園2人目の児童 ・18歳未満の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を3人以上現に養育し、そのうち3番目以降の児童を私立幼稚園に通園させている世帯の3番目以降の児童		
1 生活保護世帯等 ※4	1人目	308,000円	308,000円			
	2人目	308,000円	308,000円			
	3人目以降	308,000円	308,000円			
2 市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	1人目	272,000円	308,000円	1人目	-	-
	2人目	308,000円	308,000円	2人目	-	-
	3人目以降	308,000円	308,000円	3人目以降	-	-
3 市民税所得割額77,100円以下の世帯	1人目	187,200円	272,000円	1人目	-	-
	2人目	247,000円	308,000円	2人目	61,000円	-
	3人目以降	308,000円	308,000円	3人目以降	-	-
4 市民税所得割額211,200円以下の世帯	1人目	62,200円		1人目	245,800円	
	2人目	185,000円		2人目	123,000円	
	3人目以降	308,000円		3人目以降	-	
5 市民税所得割額211,200円を超える世帯	1人目	-		1人目(就園費)	278,000円	
	2人目	154,000円		2人目	154,000円	
	3人目以降	308,000円		3人目以降	-	
就園費補助金(年額)						
就園奨励費補助に該当しない世帯	30,000円					

対象世帯区分等

※1 : 「1人目」「2人目」「3人目以降」の数え方

- ・階層1～3においては、年齢制限なく、同居又は別居であっても生計を一にする兄、姉を数える。
- ・階層4・5においては、小学校3年生以下の兄、姉を数える。

※2 : ひとり親等世帯については、下記の6項目のいずれかに該当する世帯のことをいう。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの。
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ・療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- ・国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適切な者(在宅の者に限る。)

※3 : 幼稚園等

保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所し、又は小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する場合は、当該兄・姉を幼稚園児とみなして補助限度額を算定します。

※4 : 生活保護世帯等

生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯

子どもの人数の数え方及び算出事例（保護者と生計を一にしている子どもを数える。別居しており、生計が別の場合は数えない。）

		第1から第3階層	第4から第5階層
第1子	社会人（扶養に入っていないが、同居している。）	1人目	
第2子	大学生（同居していないが、仕送り等をし、生計を維持している。）	2人目	
第3子	小学校2年生	3人目	1人目
第4子	幼稚園4歳児	4人目（A子）	2人目（E男）
第5子	幼稚園3歳児	5人目（B子）	3人目（F男）

	就園奨励費補助金	第2子以降幼児保育料等補助	合計額
A子	308,000円	0円	308,000円
B子	308,000円	0円	308,000円
C子	187,200円	0円	187,200円
D子	247,000円	61,000円	308,000円
E男	185,000円	0円	185,000円
F男	308,000円	0円	308,000円
G男	30,000円（就園費補助金）	0円	30,000円
H男	154,000円	154,000円	308,000円

		第1から第3階層	第4から第5階層
第1子	幼稚園5歳児	1人目（C子）	1人目（G男）
第2子	幼稚園3歳児	2人目（D子）	2人目（H男）

※A子、B子、C子、D子の家庭については、第3階層に該当するとして算出。

E男、F男の家庭については、第4階層に該当するとして算出。

G男、H男の家庭については、第5階層に該当するとして算出。

補助限度額（第2子以降幼児保育料等補助金の対象園児については、当該補助限度額と就園奨励費・就園費補助金の補助限度額との合計額）が、実際に支払った保育料・入園料の合計額を超える場合は、当該支払った額を限度とします。

## 5 提出書類及び補助金交付時期

就園奨励費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育料等減免・補助措置に関する調書</li> <li>②次に該当する方は証明書を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>…福祉事務所長の証明する書類</li> </ul> </li> <li>・ひとり親世帯等 <ul style="list-style-type: none"> <li>…ひとり親家庭等医療証の写し又は児童扶養手当証書の写し、各種障害者手帳の写し、療育手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、年金証書（障害基礎年金を受給している場合）</li> </ul> </li> <li>・平成30年1月2日以降に高松市に転入してきた世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>…前住地の平成30年度市町村民税所得課税証明書（*1）</li> </ul> </li> <li>・障害児通所支援事業所等（*2）に通園している就学前の兄・姉がいる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>…県又は市が交付した受給証の写し（*3）</li> </ul> </li> <li>・別居しているが生計を一にしている子どもがいる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>…保険証の写し等、生計が一であることを証明できる書類</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>前期(4～9月)分 …平成30年12月上旬</p> <p>後期(10～3月)分 …平成31年3月上旬</p>
就園費補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育料等減免・補助措置に関する調書</li> <li>②委任状</li> </ul>	平成31年3月上旬
第2子以降幼児保育料等補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第2子以降幼児保育料等補助金に関する調書</li> <li>②委任状</li> <li>③次に該当する方は証明書を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児以外の児童が高松市外に居住している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>…戸籍謄本</li> </ul> </li> <li>・平成30年1月2日以降に高松市に転入してきた世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>…前住地の平成30年度市町村民税所得課税証明書（*1）</li> <li>（就園奨励費で提出済みの場合は不要。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	平成31年3月上旬

（\*1）平成30年1月1日現在で住民登録をしていた市区町村で請求してください。コピーでも結構です。

市町村民税額(均等割額・所得割額)及び扶養控除・住宅借入金等特別控除等の内訳が記載されているものをご準備ください。

なお、市町村によっては、各種控除内訳が記載されていない証明書もありますので、その際は高松市で他市町村への照会により内訳を確認させていただきます。

（\*2）児童心理治療施設通所部に入所、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用

（\*3）どこの施設を利用しているか確認できるようにコピーしてください。

